

# 告示

## 埼玉県告示第百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

クリエイトS・D久喜菖蒲町店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十二番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）クリエイトS・D久喜菖蒲店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十三

（変更後）クリエイトS・D久喜菖蒲町店

埼玉県久喜市菖蒲町新堀四百七十二番地一

ハ 変更年月日

令和六年一月十二日

ニ 届出年月日

令和六年一月二十三日

二 縦覧期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二日から令和六年六月二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課